



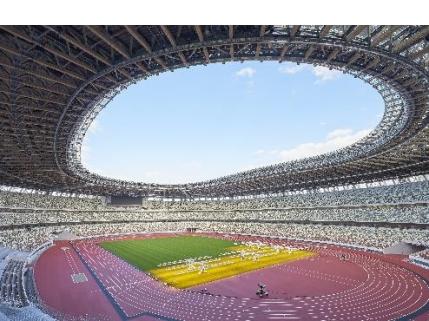
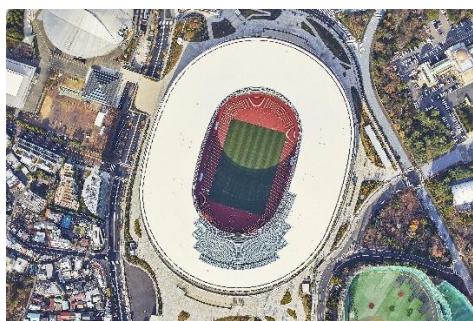
WORLD ATHLETICS
CHAMPIONSHIPS
TOKYO 2025



東京 2025 世界陸上

車いす席+介助者席観戦 & 国立競技場周辺駐車場利用プラン

国立競技場周辺駐車場より JR 千駄ヶ谷駅前まで片道（往路）のタクシー利用
出発日 2025 年 9 月 20 日（土） カテゴリー A EVENING SESSION



写真：国立競技場空撮（左）、国立競技場スタジアム内観（中）、国立競技場車椅子席（右）
提供：独立行政法人日本スポーツ振興センター

【東京 2025 世界陸上 車いす席 + 介助者席観戦 & 国立競技場周辺駐車場利用プラン】

① 車いす専用席 1 名の場合（合計 1 名様）	旅行代金合計 58,000 円
② 車いす専用席 1 名 + 介助者専用席 1 名の場合（合計 2 名様） * 席は隣になります	旅行代金合計 59,000 円
③ 車いす専用席 1 名 + 介助者専用席 1 名 + 周辺の席 1 名の場合（合計 3 名様） 「車いす専用席 1 名分と介助者専用席 1 名分」は隣の席となります、「周辺の席 1 名」は車いす専用席の隣の並びではなく、カテゴリー A 内の中で車いす専用席の周辺の席で、同行者と離れた席となります	旅行代金合計 80,000 円

■添乗員：なし ■現地係員：あり（国立競技場周辺駐車場での受付） ■食事：なし ■最少催行人員：10 名様

■専用車：タクシー利用予定

■旅行代金に含まれるもの：車いす専用席・介助者専用席・周辺の席の観戦座席（Category A）、国立競技場周辺駐車場代金（普通車 1 台分）、国立競技場周辺駐車場より JR 千駄ヶ谷駅前までの片道（往路）送迎代金／タクシー利用

※普通車タクシーに乗車できない車いすの場合は、ご予約時にお申し出ください。

※国立競技場周辺駐車場を利用しない場合でも、旅行代金の減額はございませんのでご了承ください。

※国立競技場周辺駐車場とは国立競技場の最寄り駅（JR 千駄ヶ谷駅・JR 信濃町駅・都営大江戸線国立競技場前駅のいずれか）から発着する路線のいずれかの駅から徒歩 10 分圏内です。

※国立競技場入口付近まで片道 30 分以内の駐車施設予定です（国立競技場一周辺駐車場施設間のお帰りの交通費は各自負担）

■旅行代金に含まれないもの：上記以外は旅行代金に含まれませんが、通常必要となる費用を例示します。

①個人的な費用 ②駐車場までの交通費

■子供（2 歳以上～12 歳未満）も同代金となります（幼児は受け付けておりません）

■EVENING SESSION（夜の部）の競技時間は、19:05～22:05 です。

■お申込書を頂いた後、該当代金請求書を発行させて頂きます。

■お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。詳細は「旅行条件書」の「申込条件」を確認の上、特別な配慮、措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させて頂きりますので、必ずお申し出ください。

近畿日本ツーリスト株式会社 横浜支店

ユニバーサルツーリズム推進活動

日付	行程	食事
9/20 (土)	<ul style="list-style-type: none"> ■【集合場所・時間】国立競技場周辺駐車場(16:00~16:30) / 各自様にてご移動ください/チケットの受け渡し ※集合場所の詳細は9月上旬までにご案内する最終案内書にてお知らせいたします ■ 国立競技場周辺駐車場から、専用車（普通車タクシー）にて、JR千駄ヶ谷駅まで移動 ■ JR千駄ヶ谷駅から国立競技場入口まで徒歩移動 ■ 「東京2025世界陸上観戦(19:05~22:05)」終了後【解散】 ■ 駐車場までは各自移動・各自費用負担（タクシー又は、JR総武線・中央線をご利用ください） 	×

対象者

■身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持されている方や要介護認定を受けている方等で、車いすのまま観戦をされる方（1名）と同行者1名又は2名（イス席） ■同行者（介助者を含む）が3名様以上の場合にはお問合せください。別途、旅行代金を記載した説明書面をご案内致しますので、ご確認の上、お申し込みください。

観戦座席

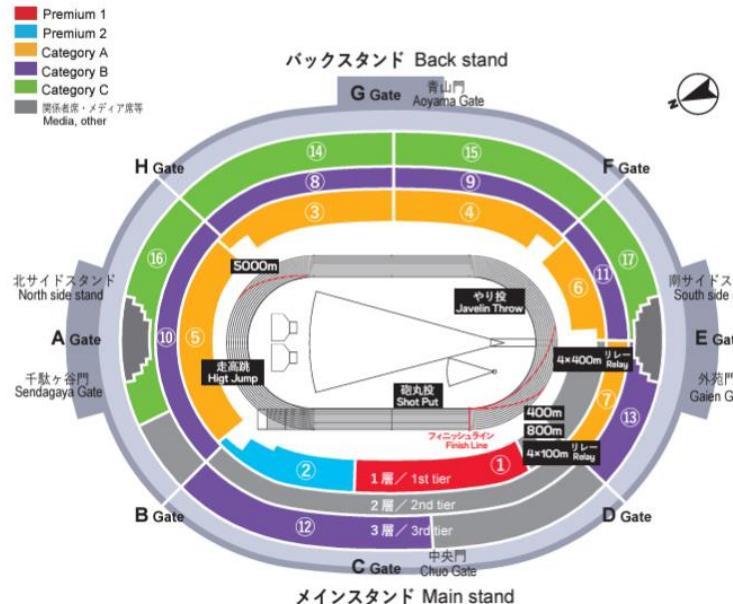
■Category A 車いす専用席 1名 + 介助者 1~2名（介助者2名の場合は、1名様は同じカテゴリーの周辺席になります） ■車いす専用座席には、電源がある席がございます。数に限りがございます。ご予約時にお申し出ください。 ■座席番号の指定は承ることができません。ご了承ください。

取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は以下の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。 ■旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目から8日目までの取消：旅行代金の20% ■旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から2日目までの取消：旅行代金の30% ■旅行開始日の前日：旅行代金の40% ■旅行開始日当日（旅行開始前）：旅行代金の50% ■旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合：旅行代金全額

競技内容・競技場マップ

DAY 8 09/20 Sat	
EVENING SESSION	
19:05	十種競技 走高跳 男
19:10	七種競技 やり投 女
19:35	4 x 400mリレー 男 予選
20:00	4 x 400mリレー 女 予選
20:05	砲丸投 女 決勝
20:25	4 x 100mリレー 男 予選
20:45	4 x 100mリレー 女 予選
21:05	やり投 女 決勝
21:08	七種競技 800m 女 決勝
21:26	十種競技 400m 男
21:50	800m 男 決勝
22:05	5000m 女 決勝



国立競技場周辺駐車場、並びにJR千駄ヶ谷駅までの移動について

- 国立競技場周辺駐車場：屋外、普通乗用車用1台分スペース、予定16:00~23:30までの利用
- 車いす専用席1名利用で駐車場ご利用の方は、乗降時に十分なスペースを確保いたしますので、ご予約時にお申し出ください。
- 国立競技場周辺駐車場→JR千駄ヶ谷駅前までの移動は、普通車タクシーをお申し込み1組あたり1台ご利用致します。
※普通車タクシーに乗車できない車いすの場合は、ご予約時にお申し出ください。
- 公共交通機関（バス・電車・タクシー等）をご利用され、駐車場が不要の場合、権利放棄となります。
- 駐車場内の事故、盗難などのトラブルは一切、責任を負いかねます。

旅行条件算出基準日：2025年2月28日／登録番号：6044-2520-0020

旅行企画 ・実施	観光庁長官登録旅行業第2053号 近畿日本ツーリスト株式会社 横浜支店 担当:栗原・瀧本・榆井 221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町3-4 パシフィックマークス横浜イースト4F	 旅行業公正取引  協議会会員	 
お問い合わせ お問い合わせ	観光庁長官登録旅行業第2053号 近畿日本ツーリスト株式会社 トラベルサービスセンター東日本 担当:斎藤・広瀬 〒135-0062 東京都江東区東雲1-7-12 KDX豊洲グランスクエア3階 TEL:0570-064-205 FAX:03-6730-3230 E-mail: universaltour_yokohama@or.knt.co.jp 営業日・営業時間：月～金 10:00～17:00 ※土日祝休み *営業時間外でもメール・FAXの受信は可能です。休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応できません。翌営業日の受付となります。総合旅行業務取扱管理者:黒田和幸・古谷雄一郎 ※「総合旅行業務取扱管理者」とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。		

国内募集型企画旅行条件書

本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

(お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。)

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行士、以下の各社のうちホームページ、パンフレット等に記載する旅行企画・実施者（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。
- 近畿日本ツーリスト株式会社（観光庁長官登録旅行業第2053号）
東京都新宿区西新宿2丁目6番1号
○株式会社近畿日本ツーリストグループネット（観光庁長官登録旅行業第1944号）
東京都江東区枝川一丁目9番4号
- 株式会社近畿日本ツーリスト沖縄（観光庁長官登録旅行業第1107号）
沖縄県那覇市久米2丁目4番16号
○KNT-CTホールディングス株式会社（観光庁長官登録旅行業第20号）
東京都新宿区西新宿2丁目6番1号

- (2) 契約の内容・条件は、募集廣告（ホームページ、パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前に渡す確定書面（以下「最終日程表」という）及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行約款」という）によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2-1. 旅行の申込み方法

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記の中込金又は前代金額を添えてお申込みいただきます。中込金又は前代金額又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	3万円未満	3万円以上6万円未満	6万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上
申込金	6,000円～旅行代金まで	12,000円～旅行代金まで	20,000円～旅行代金まで	30,000円～旅行代金まで	代金の20%～旅行代金まで

但し、別途ホームページ、パンフレット等に申込金の算出がある場合はその通りといたします。

ローンを利用される場合は旅行代金の10%以上を預金としますが、これはそのまま中込金に充当されます。

- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他通常用による折衝をもつて予約を成立させることあります。この場合、予約が中止または取消され成立しておらず、当社が行約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

- (3) 中込金と申込金の提出があったときは、旅行契約が成立する。当該旅行契約は、当該旅行契約によるものとして取り扱います。

- (4) 申込金は、旅代金の一部として繰り入れます。又、お客様の任意による解約のときは、所定の解約料と一緒に取り扱い、所定期間までに旅代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。

2-2. ウエイティングの取扱いについての特約

- お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「候補待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向け努力することがあります。（以下「ウェイティング登録」という）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額の「預り金」として申し受けます。当社が予約が完了した場合連絡にその旨を通知します。この結果で予約が成立となり、預り金を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその旅行契約の前にお客様から「ウェイティング登録」の解除の申出があった場合、又は予約が消される期限まで結果として予約が不可能の場合当社は「預り金」を全額返します。なお、「ウェイティング登録」は予約が完了を保証するものではありません。

3. 申込条件

- (1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）
- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

- (3) 健康を害している方、精神疾患などの器質をご利用になっている方や心臓に弱りのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害のある者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）あらためて当社からご納入申し上げますので旅行中に必要となる措置や弊社判断的にお申し出ください。当社は、可動かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要な措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出させていただくことがあります。

- (4) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただく場合、当社は手配することができる場合はお申込みをお断りし、又は解約をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

- (5) 当社は、旅行中の迷惑をおかけする機会により、保護を要する機会あると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが壁の間に置かべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は該措置を当社が選択する期間までご滞在を指定する方法で支払わなければなりません。

- (6) お客様の都合による旅行費用を削減してできません。但し、コースにより別途条件（手配旅行契約等）でお受けすることができます。

- (7) 当社は、お客様が①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。

①他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は他の旅行者に不快な印象を残すおそれがあると当社が判断するとき。

②お客様が暴力的、暴言的、暴行的、暴虐的、暴論的、暴言的、暴行の申込金又は前代金額を添えてお申込みいただけます。中込金又は前代金額又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。

7. 旅行代金に含まれていないもの

第6項の申込金又は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) 旅行中の「フリータイム」「自由行動」「各自で」「お客様負担」等と記載されている回数の交通費等諸費用

(2) 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分）

(3) クリーニング代、電気料、電話料、追加飲食費等個人的消費及びそれに伴う税・サービス料

(4) 自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等

(5) 希望者のみ参加されるオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の代金

(6) ホームページ、パンフレット等に記載の基準料金に準拠された日本国内の空港施設使用料、諸税

(7) 傷害・疾病に関する医療費

9. 旅行代金の変更

- (当社は、利用する運送機関の運賃額・料金が、ホームページ、パンフレット等に記載の基準期日以降に著しい価格情勢の変化により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することとあります。その場合は、前記運賃の改訂から適用してから60日前に当たる日より前にご連絡さまにその旨を通知します。)
 - (本項目①の定めるところにより旅行代金を改訂されるときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額に基づき旅行代金を改訂します。既に旅行代金の支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。)
 - (第8項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けた旅行サービスに対して取扱料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払われる料金を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送、宿泊機関等が別途旅行サービスとの相場を行っているにもかかわらず、運送、宿泊機関の営業、専門店その他の代理店の都合で発生したことによる場合を除き主には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。）
 - (当社は、運送、宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。)

10. お客様の交際

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の権利を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社が別途記載した事項を記入の上、交換に要する手数料とともに当社に提出していただきます。

11. お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）

- (1) お客様は、ホームページ、パンフレット等に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客様が当社のそれぞれの営業日、営業時間内に取消する旨をお申し出いたいた時に基準とします。休業日と営業時間外の二旅行の変更及び取消の場合はお申出に応じられませんので、翌営業日の受付となります。

(2) お客様は、次の掲げる場合においては、旅行開始前に取扱料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 イ. 航空会社が運賃を変更されたとき。但し、その変更が第21項の表の範囲に属するもの、その他重要なものであるときに限ります。
 ロ. 第9項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ハ. 天災地変、戦乱、暴動、通運、宿泊施設等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。

ニ. 当社が、お客様に対し第4項(3)で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。

ホ. 当社が掲げておき、事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行を実施する不可能になったとき。

(3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に受取している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取扱申込金で支払えぬときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に受取している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日より起算して7日以内に払戻しいたします。

(4) お客様の場合は旅行開始日又はコースを変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解消し、新たに旅行契約を締結していただくことになります。この場合はホームページ、パンフレット等に基づく取扱料を申し受けます。

12. お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

- (1) お客様との都合により解約された場合は、お客様の料金引換とみなし、一切の返戻をいたしません。
 (2) お客様の間に争いがあり、当社により解約請求された場合サービスの提供を受けられない場合は、お客様より当該不可能になった料金サービス担当に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社が負担するもの、不履行によって生じた当該前サービスの損失に係る部分から、取扱料、通算料その他の費用に支払い、又はそれから支払われるべき料金に係る金額（当社の間に争いすべき事由によるもの）及びときに限ります）を差し引いたものをお客様に払戻いたします。

1.3. 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

- (1) お客様が当旅行の期日までに宿泊代金を支払わなかったときは、当社は当旅行の翌日に宿泊料を解約することができます。この場合、第15項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 当社は、次の3種の場合において、お客様ご理由を説明して、当旅行の宿泊料を解約することができます。
 イ、お客様の前記からかじて明示した限り、年齢、資格、技術その他の要件を満たしていないことが明らかになったとき。
 ロ、お客様が崩死、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 ハ、お客様が医療院等に提出した合理的な範囲を超える負担を求めていたとき。

二、お客様より契約書面に記載した最小催行人数に達しなかったとき。この場合は当旅行の初日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行については、3日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客さまに通知します。

ホ、スキーや自転車における必要な防寒具などの旅行実施条件であって、契約書面に明示した条件が実現しないもそれら極めて大きいとき。

ヘ、天災地変、暴風、暴雪、通航、通航規制等の航行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社が権利し得る事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に沿った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある時で大きいとき。

ト、お客様が第3項⑦①から④のいずれかに該当することが判明したとき。

1.4. 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）

- (1) 当社につきに掲げる場合において、旅行預約を解除することがあります。

 - イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
 - ロ. お客様主催旅行を安全かつ円滑実施するための運送員その他の者による当社の指示への従違、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ハ. 天災地変、騒乱、暴動、通報・宿泊機関等の運営サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となつたとき。

二、お客様が第3項7(2)から①及び②に該当することが判明したとき。

(2) 本項(1)により旅行預約を解除されたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有效に履行されたものとします。当社は、旅行予定のうち、お客様が、まだその権利を享受すべき旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス賃料に對し、又はこれから支払うべき取扱料・旅館料その他の名目による費用を差し引いて、契約締結に記載した旅行料了日の翌日から起算して30日以内に返戻いたします。

(3) 本項(1)イ、ハにより、当社が旅行預約を解除了ときは、お客様の求めに応じて出発料に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様のご負担となります。

(4) 集合旅行終了後でも集合旅行料を減らし得る場合は、旅行預約を解消することがあります。この場合に財産を損なわせないよう対応いたします。

15. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行を変更または取消する場合は、前記手続に対して、お問い合わせ窓口、ホームページ、パンフレット等ご用意の専用窓口をお呼びいただきます。
(2) 貸切船舶を利用する旅行契約の場合は、当該船舶に係る取扱料の規定によります。

※当社の車両などならびに各種コードの取扱い上の責任は、其の運営会社様にあります。この場合モードルーム・サービス・パンフレット等ご用意の専用窓口をお呼びください。

16 指標篩選

当社はお客様に対して常に機密情報を扱い、お客様の安全かつ利便性を実現を確保するよう努めます。但し、当社が保有まとこれとは異なる契約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客さまが新規に専用料サービスを受けることができる、もそれがあると認められるときは、契約内容に記載した専用料サービスの権利を新規に受けられたために必要な措置を講ずること。

(2) 本項1の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ぬときは、代理サービスの手続を行うこと。この際、新規に権利を変更するときは、変更後の新規に権利を前に新規に権利を認めかねるものとなるよう努めること。また、専用料サービスの内規を変更するときは、変更後の専用料サービスが前の専用料サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

17 次章 第

- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者（以下「添乗員等」という）を同行させ、第16項に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

(2) 添乗員等の取扱いに関する點は、ホームページ、パンフレット等で明示しております。

(3) お客様は、旅行開始から旅行終了までの期間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指揮に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規則を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行中途であっても、そのままのまま以後の旅行契約を解除することがあります。

(4) 添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。

(5) 一部コースについてでは、現地到着より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所まで及ぶ所要時間からの行程込みで「出張添乗員料金」を申し受けたので、お客様が宿泊サービスの提供を受けるための責任は各自自行で負っていただきます。（一部コースについては係員が受付、出発のご案内をいたします。）

(6) コース名欄に個人旅行と表示のあるものは、添乗員無しで申込をいたしました。お客様が宿泊サービスを受けるための必要なクーポン類をお渡しますので、旅行サービスの提供を受けるための必要な手続はお客様ご自身で行っていただきます。

1.8. お客様に対する責任

- (1) 当社が被災地や被験地にあたって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被り受け損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときには限りません。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、連坐、政治的懲罰等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、空難、運送機器の遅延、不通止めこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地幣の掛替の不能等）の当社の関与し得ない事由により損害を受けられたときは、本項1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) お荷物の損害については本項1の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったとき限り、一人15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

1.9. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を受けたときは、当社はお客様を賠償しません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の規約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行團體毎に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行團體において当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

2.0. 特別補償

- (1) 当社は、第18項1に基づく当社の責任が生じるか否かを問はず、当社の募集型企画旅行契約書類で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。但し、補償対象品の一箇又は一式につきでは、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要記念撮影写真のフルム、その他二才物的別個的対象となるものも含みます。
- (2) 当社が、募集型企画旅行契約書類第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金、当社が負うべき損害賠償金の一部を含めて先に支払います。
- (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、過失、過誤、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供者の従業員、山岳登山士（ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュック、ボブレー、スカイダイビング、ハングライダーパラグ、軽飛行機（モーターハングライダー、マイクロライド滑翔機、ジャイロフレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金を支払いません。
- (4) 地震、噴火、津波及びこれらの中任に生じた事故又はこれらに伴う損害に基づいて生じた事端によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
- (5) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅費代金を受取して当社が実施する企画旅行（オプショナルツアーア）については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (6) 但し、日程表において、当社が運営による旅行サービスの提供が一切行われない旨が示された日においては、当社はお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

2.1. 旅程保証

- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の整席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるもの）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。但し、当該変更について、当社は第18項1の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損失賠償金の全部又は一部として支払います。
イ. 次に掲げる事由による変更
　(イ)天災地変、(ロ)戦乱、(ハ)暴風、(ニ)官公署の命令、(ホ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の停止、(ト)当初の運送計画によらない運送サービスの提供
　ロ)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
　ル)第11項から第14項の規定に基づく旅行運賃が免除されたときの当該解除された部分に係る変更
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様又はひとりに対して一乗車につき旅行代金に5%を乗じた額を限度とします。また、お客様又はひとりに対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が手元未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）の他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより良い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のソース・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客さまに通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面と旅行代理店と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれ別途四つづき一件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は運航がより高いものへの変更を作成する場合は、一泊につき一件として取り扱いません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車等又は一泊につき複数生じた場合であっても、一乗車等又は一泊につき一件として取り扱います。注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

2.2. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

当社は、当社が選択するクレジットカード会社（以下「提携会社」という）のカード会員（以下「会員」という）より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けることを条件に電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他通話契約による預り料金を支払う場合があります。（以下「通信契約」という）その場合の旅行条件は、本「企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。

(1) 通信契約の申込みに際し、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「社名」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効期限」等（以下「会員番号等」という）を当社にお申し出いただきます。

(2) 通話契約は、当社が運送機関を手配する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。通話契約成立日をカード利用日とします。

(3) 与信額により会員が申出しのクレジットカードでの支払いができない場合、当社は通話契約を解除し、第5項1の取消料と同額の進路料を申し受けます。但し、当社が専用端末する期日までに現金による旅行代金の支払いをいたしました場合はこの限りではありません。

(4) 当社は、会員と通話契約を締結した場合であって、第6項2から4項までの規定により旅行代金が免除された場合又は第11項から第14項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員期間に従って、会員に対して当該金額を返します。この場合において当社は、旅行開始前の解約による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に会員に対し払戻すべき額を受けるものとし、会員ご自身が旅行を行った日をカード利用日とします。

(5) 通話契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効により、旅行代金を負担する会員の名簿に記載するカード会員機関のカード会員機関に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただく場合があります。

(6) 通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱契約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

2.3. 団体・グループの契約について

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解約等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行ないます。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務について、何らの責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行團體ごとにあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

2.4. ご旅行条件・旅行代金の基準

- (1) この旅行料金の基準料金と旅行代金の基準料金については、ホームページ、パンフレット等に明示した日となります。
- (2) 特別に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方は通常代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (3) 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (4) 追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前の選択、出発・帰着曜日の選択等ホームページ、パンフレット等に表示して追加する代金をいいます。
- (5) 本資料書の各項目の旅行代金とは、募集告白本文ホームページ、パンフレット等に旅行代金と表示した該当コースの金額、及び当該コースの追加代金又は別途代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2-1項の中込金、第15項の取消料、第21項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプショナルツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

2.5. その他の

- (1) お買物案内について
お客様の便宜をかるため、観光中・返程中に海外へお買物をご希望なことがあります。当社では、お買物選択時は、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等の手配はいたしかねますのでトラブルの生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。
- (2) 国内旅行保険について
安心して旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険についての詳細は別途お問い合わせください。
- (3) 当社は、ゆるゆる場合も旅行の再実施いたしません。
- (4) この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。
また、この条件書との間に相衝突した場合は、募集型企画旅行約款を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社に請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <https://www.knt.co.jp/> からもご覧になれます。
- (5) 本預託を通じて予約された客室は、原則既に販売済みを優先いたします。万一、当社を目的とした行為、又はその導線を目的とした行為と当社が判断したときは、予告なく旅行契約を解除することがあります。
- (6) 個人情報の取扱いについて ※E.U在住の方はお問い合わせください。
イ、当社及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
また、旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様のお名前及び搭乗される航空会社に係る個人情報を、電子的方法等で販売店等の事業者に提供いたします。
お申込みいただき際には、これらの個人情報の提出についてお客様に同意いただくものとします。
- ロ、当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- ハ、当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と共同利用させていただきます。
当社グループ企業及び販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス
- ニ、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページでご確認ください。

2023年4月1日改訂